平成２８年度　　事務事業評価シート

章	5	豊かな個性と人間性を育むまち　【その他の関連事業】
節	－	－
施策	－	－
目標		－

NO	施策	事業名【事務事業コード】	部名及びグループ名		開始年度	終了年度	事業区分	会計種別	大型事業推進プラン掲載事業	Plan ・ Do 事業概要					事業の成果、目標								各年度の決算額、当該年度の予算額、今後の予算案 【 単位 ： 千円 】								Check 第2期基本計画第3次実施計画期間(H24～H27)及び平成28年度における事業内容の変更・改善等の状況		評価	評価の判断理由、特記事項など（妥当性、有効性、効率性、成果）	Action 今後の事業の方向性【H29以降】
										事業の目的	年度	対象者等 ※ハード事業の場合は、施設名を記載	事業の内容	根拠法令、条例、要綱等	指標名	単位	H26 実績	H27 実績	H28 目標	H29 目標	H30 目標	H31 目標	名称		H26 決算	H27 決算	H28 予算	H29 予算案	H30 予算案	H31 予算案					
1	9-⑨	要保護・準要保護就学援助費（小学校）	教育委員会	学校教育G	S62	－	ソフト	一般会計		経済的理由により就学が困難と認められる児童の保護者に対し、就学に必要な学用品等の経費の一部を援助することにより、教育の機会均等の理念に基づき、義務教育を円滑に推進することを目的とする。	H26	経済的理由により就学が困難と認められる小学生の保護者（学校教育法第19条・登別市就学援助事務処理運用基準）	経済的理由により就学が困難と認められる児童の保護者に対し、就学に必要な学用品等の経費の一部を援助した。 【補助内容】 給食費、学用品費、通学費、医療費、修学旅行費、校外活動費、ＰＴＡ会費	教育基本法（第４条）、学校教育法第19条、登別市就学援助事務処理運用基準	対象児童数	人	438	456	436	444	444	444	国庫支出金	要保護児童生徒援助費補助金	156	112	95	73	73	73	H26以前	PTA会費について、道内の市で徐々に導入が進み、当市も平成26年度よりＰＴＡ会費を支給対象項目に追加することとした。	改善	経済的理由により、就学困難と認められる児童に教育上必要な支援等を行い、就学の機会を確保することは、教育基本法第４条（教育の機会均等）及び学校教育法第19条に定められているため、市が本事業を実施することは妥当である。	平成29年度に向けて経済状況や道内都市の動向に注視し、基準改正の検討を行いながら、今後も、就学が困難と認められる児童の保護者に対し、継続して就学に必要な学用品等の経費の一部を援助していく。
																							道支出金												
																							地方債												
											H27	上記のとおり	上記のとおり	上記のとおり									その他												
											H28	上記のとおり	上記のとおり実施中	上記のとおり	－	－	－	－	－	－	－	－	一般財源		29,318	31,001	31,917	32,103	32,103	32,103	H28	上記のとおり実施中			
		52999001																					合　計		29,474	31,113	32,012	32,176	32,176	32,176					
2	9-⑨	要保護・準要保護就学援助費（中学校）	教育委員会	学校教育G	S62	－	ソフト	一般会計		経済的理由により就学が困難と認められる生徒の保護者に、就学に必要な援助を行うことにより、教育の機会均等の理念に基づき、義務教育を円滑に推進することを目的とする。	H26	経済的理由により就学が困難と認められる中学生の保護者（学校教育法第19条・登別市就学援助事務処理運用基準）	経済的理由により就学が困難と認められる生徒の保護者に対し、就学に必要な学用品等の経費の一部を援助した。 【補助内容】 給食費、学用品費、通学費、医療費、修学旅行費、校外活動費、ＰＴＡ会費	教育基本法第４条、学校教育法第19条、登別市就学援助事務処理運用基準	対象生徒数	人	277	278	271	274	274	274	国庫支出金	要保護児童生徒援助費補助金	290	240	143	429	429	429	H26以前	PTA会費について、道内の市で徐々に導入が進み、当市も平成26年度よりＰＴＡ会費を支給対象項目に追加することとした。	改善	経済的理由により、就学困難と認められる生徒に教育上必要な支援等を行い、就学の機会を確保することは、教育基本法第４条（教育の機会均等）及び学校教育法第19条に定められているため、市が本事業を実施することは妥当である。	平成29年度に向けて経済状況や道内都市の動向に注視し、基準改正の検討を行いながら、今後も、就学が困難と認められる児童の保護者に対し、継続して就学に必要な学用品等の経費の一部を援助していく。
																							道支出金												
																							地方債												
											H27	上記のとおり	上記のとおり	上記のとおり									その他												
											H28	上記のとおり	上記のとおり実施中	上記のとおり	－	－	－	－	－	－	－	－	一般財源		28,618	28,607	29,719	29,742	29,742	29,742	H28	上記のとおり実施中			
		52999002																					合　計		28,908	28,847	29,862	30,171	30,171	30,171					
3	9-⑨	財団法人登別市文化・スポーツ振興財団事業補助金	教育委員会	社会教育G	H8	－	ソフト	一般会計		文化やスポーツ活動の振興を図る一般財団法人登別市文化・スポーツ振興財団の実施する事業を支援することにより、文化振興及びスポーツ推進を図ることを目的とする。	H26	一般財団法人登別市文化・スポーツ振興財団	一般財団法人登別市文化・スポーツ振興財団に対して、文化・スポーツ活動へのきっかけとなる初心者向けの教室や芸術鑑賞事業、スポーツ大会などの実施に要する経費の一部を補助した。 【文化振興事業】文化教室（初心者英会話教室外６事業）、芸術鑑賞（道新ジュニアクラシック外２事業）、共催事業（市民文化祭外２事業） 【スポーツ振興事業】スポーツ教室（ジュニアテニス教室外９事業）、スポーツ大会（市民スポンジテニス大会外４事業）、共催事業（市民ゲートボール大会外１事業）	登別市補助金等の事務取扱に関する規則	参加人数（延べ）	人	2,227	3,025	3,000	3,000	3,000	3,000	国庫支出金								H26以前	事業実施中に不断の事務改善を検討・実施しておりますが、事業内容に変更はありません。	維持	一般財団法人登別市文化・スポーツ振興財団の実施事業を支援することにより、本市の文化振興及びスポーツ推進が図られていることから、今後も継続して支援していくことが相当である。	本市の文化振興及びスポーツ推進を図っていくため、同財団の実施する事業を支援するとともに、効果的な補助金の交付に努めていく。
																							道支出金												
																							地方債												
											H27	上記のとおり	上記のとおり 【文化振興事業】文化教室（初心者英会話教室外６事業）、芸術鑑賞（道新ジュニアクラシック外２事業）、共催事業（市民文化祭外２事業） 【スポーツ振興事業】スポーツ教室（ジュニアテニス教室外11事業）、スポーツ大会（市民スポンジテニス大会外４事業）、共催事業（市民ゲートボール大会外１事業）	上記のとおり									その他												
											H28	上記のとおり	上記のとおり実施予定 【文化振興事業】文化教室、芸術鑑賞、共催事業を実施予定 【スポーツ振興事業】スポーツ教室、スポーツ大会、共催事業を実施予定	上記のとおり	－	－	－	－	－	－	－	－	一般財源		4,965	4,847	4,909	4,921	4,921	4,921	H28	上記のとおり			
		59999001																					合　計		4,965	4,847	4,909	4,921	4,921	4,921					
4	9-⑨	財団法人登別市文化・スポーツ振興財団運営補助金	教育委員会	社会教育G	H8	－	ソフト	一般会計		文化やスポーツ活動の振興を図る一般財団法人登別市文化・スポーツ振興財団の運営を支援することにより、質の高い文化やスポーツの場を提供することを目的とする。	H26	一般財団法人登別市文化・スポーツ振興財団	一般財団法人登別市文化・スポーツ振興財団に対して、その運営に要する経費を補助した。	登別市補助金等の事務取扱に関する規則	従事者数	人	4	4	4	4	4	4	国庫支出金								H26以前	事業実施中に不断の事務改善を検討・実施しておりますが、事業内容に変更はありません。	維持	文化やスポーツ活動の振興を図る一般財団法人登別市文化・スポーツ振興財団の運営を支援することにより、質の高い文化やスポーツの場が提供されていることから、今後も支援を継続していくことが相当である。	文化・スポーツの振興に資するため設立された同財団の運営を支援し、質の高い文化やスポーツの場を提供することで、本市の文化振興及びスポーツ推進を図っていく。
																							道支出金												
											H27	上記のとおり	上記のとおり	上記のとおり									地方債												
																							その他												
											H28	上記のとおり	上記のとおり	上記のとおり	－	－	－	－	－	－	－	－	一般財源		11,405	11,525	11,739	11,749	11,749	11,749	H28	上記のとおり			
		59999002																					合　計		11,405	11,525	11,739	11,749	11,749	11,749					